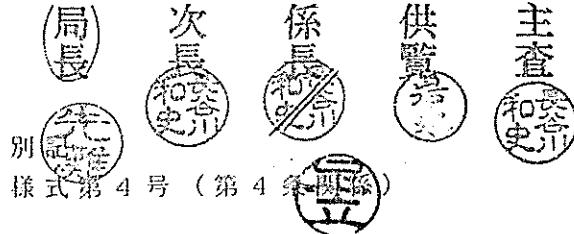


一  
般  
供  
覽



呼 称 使 用 等 届 出 書

2018年 7月 9日

米子市議会事務局長 様

(届出者) 米子市議會議員

遠藤道

議会活動における呼称の使用について、下記のとおり届け出ます。

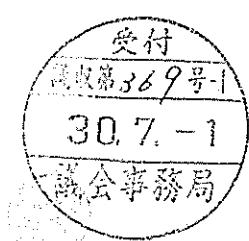
記

1 届出の事由  使用  変更  使用の取りやめ

2 呼 称 名

一院カラブ

議起第369号-2



## 政務活動費支出処理票

会派(議員)名: 遠藤 通

支出年度	令和2年度		
費目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費
支 出 金 額	20,550 円		
支 出 内 容	数 量	単 価	金 額
弁護士相談料			20,000
振込手数料			550
備 考	①市道認定の借地料支払いの合法性について ②「市役所庁舎再編ビジョン」の県・市共同利用の新棟計画の合法性について		

※感熱紙のレシート等、劣化により記載内容が見えにくくなるおそれがある領収書は、写しもあわせて貼り付ける。

【領収書等貼付欄】※この欄の大きさを超える領収書等は、別途添付する。

(写)

## ご 利 用 明 細

ただいまのご利用明細をお確かめのうえ大切にお持ち  
帰りください。なお、裏面のご案内をあわせてご覧く  
ださい。

年 月 日	毎度ご利用いただきありがとうございます。			
02-05-08				
取扱店番	機番	受付番号	取引	お取引内容
00800403555				お振込
預 手 番 号	支店番号	口座番号		
お取扱紙幣	お取扱金貨	お取引手数料		
万円 5千円 1円	¥550	¥20000		
銀行使用印	時 刻	お取引後元帳残高		
0033901031				
手数料 ¥550				

様へ

エントウオル様から

0859297878

通番000079  
山陰合同銀行

## ご 利 用 明 細

ただいまのご利用明細をお確かめのうえ大切にお持ち  
帰りください。なお、裏面のご案内をあわせてご覧く  
ださい。

年 月 日	毎度ご利用いただきありがとうございます。			
02-05-08				
取扱店番	機番	受付番号	取引	お取引内容
00800403555				お振込
銀 行 番 号	支 店 番 号	口 座 番 号		
お取扱紙幣	お取扱金貨	お取引手数料		
万円 5千円 千円	¥550	¥550		¥20000
銀行 使用 印	時 刻	お取引後元帳残高		
0033901031				
手数料 ¥550				
様へ				
エントウオル様から				
0859297878				
通番000079				

CD6-14C 30 0224H

# 領 収 書

2020年5月8日

一院クラブ 様

(遠藤とおる 様)

〒 530-0047

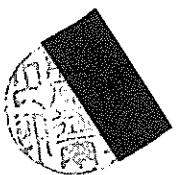
大阪市北区西天満四丁目 10-19 神谷ビル5階

梅新東法律事務所

弁護士 藤原猛爾

電話 06-6365-7445

FAX 06-6365-0458



記

一金、貳万円也 (¥ 20,000)

ただし、地方自治法、PFI法等の解釈運用に関する法律相談料として。

本日、上記額面金額の全額を私の指定口座に振込入金されたことを確認し、確かに受領致しました。

以 上

## 政務活動費支出処理票

会派(議員)名: 遠藤 通

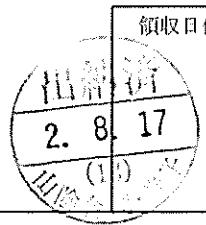
支出年度	令和2年度		
費目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費
支 出 金 額	1,120 円		
支 出 内 容	数 量	単 価	金 額
複写機使用料(4月~7月)			1,120
備 考			

※感熱紙のレシート等、劣化により記載内容が見えにくくなるおそれがある領収書は、写しもあわせて貼り付ける。

-----  
【領収書等貼付欄】※この欄の大きさを超える領収書等は、別途添付する。

## 納入通知書（兼領收証書）

一般会計-22-4-3-2

令和 2年 8月 4日 発行 ( )		
米子市議会 一院クラブ 遠藤 通 様		
年度	所属課	調定番号
令和 2	議会事務局	100005387-1
会 計 一般会計 22 款 諸収入 4 項 雜入 3 目 雜入 2 節 雜入 84 細節 複写機使用料（議会事務局）		
摘 要 複写機使用料（4月～7月）		
金 額                            1,120 円		
納期限                            令和 2年 8月24日		
上記のとおり納入して下さい 米子市長 伊木 隆司		
		
納付場所 山陰合同銀行・鳥取銀行・米子信用金庫・島根銀行・中国労働金庫 ・中国銀行・鳥取西部農業協同組合		
		
(納入者保管)		

## 政務活動費支出処理票

会派(議員)名: 遠藤 通

支出年度	令和2年度		
費目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費
支 出 金 額	960 円		
支 出 内 容	数 量	単 価	金 額
複写機使用料(8月～11月)			960
備 考			

※感熱紙のレシート等、劣化により記載内容が見えにくくなるおそれがある領収書は、写しもあわせて貼り付ける。

【領収書等貼付欄】※この欄の大きさを超える領収書等は、別途添付する。

## 納入通知書（兼領收証書）

一般会計-22-4-3-2

令和 2年12月 1日 発行

( )

米子市議会 一院クラブ  
遠藤 通 様

年度	所 属 課	調定番号
令和 2	議会事務局	100010104-1
会 計	一般会計	
22 款	諸収入	
4 項	雜入	
3 目	雜入	
2 節	雜入	
84 細節	複写機使用料（議会事務局）	

摘要  
複写機使用料（8月～11月）

金額 960 円

納期限 令和 2年12月21日

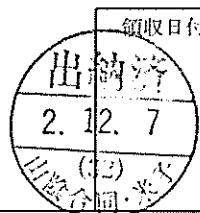
上記のとおり納入して下さい

米子市長  
伊木 隆司



納付場所  
山陰合同銀行・鳥取銀行・米子信用金庫・島根銀行・中国労働金庫  
・中国銀行・鳥取西部農業協同組合

（納入者保管）



## 政務活動費支出処理票

会派(議員)名: 遠藤 通

支出年度	令和2年度		
費目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費
支 出 金 額	49,768 円		
支 出 内 容	数 量	単 価	金 額
文書通信費(広報紙)			49,768
備 考			

※感熱紙のレシート等、劣化により記載内容が見えにくくなるおそれがある領収書は、写しもあわせて貼り付ける。

【領収書等貼付欄】※この欄の大きさを超える領収書等は、別途添付する。

(写)

## 領収書

遠藤 通 様

〔別納引受〕		
区内特別基(定)		
@73	676通	¥49,348
小計		¥49,348
<hr/>		
第一種定形		
@84	5通	¥420
小計		¥420
<hr/>		
郵便物引受合計通数		
課税計(10%)	681通	¥49,768
(内消費税等)		¥4,524
非課税計		¥0
<hr/>		
合計		¥49,768
お預り金額		¥50,000
おつり		¥232



〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 取扱日時: 2021年3月9日 10:28  
 担当: [REDACTED]  
 発行No. 210309A7955 端N77箱70  
 連絡先: 米子郵便局  
 TEL: 0570-943-754

## 領収書

遠藤 通 様

〔別納引受〕		
区内特別基(定)		
@73	676通	¥49,348
小計		¥49,348
<hr/>		
第一種定形		
@84	5通	¥420
小計		¥420
<hr/>		
郵便物引受合計通数		
課税計(10%)	681通	¥49,768
(内消費税等)		¥4,524
非課税計		¥0
<hr/>		
合計		¥49,768
お預り金額		¥50,000
おつり		¥232



〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 取扱日時: 2021年3月9日 10:28  
 担当: [REDACTED]  
 発行No. 210309A7955 端N77箱70  
 連絡先: 米子郵便局  
 TEL: 0570-943-754

## 政務活動費支出処理票

会派(議員)名: 遠藤 通

支出年度	令和2年度		
費目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費
支 出 金 額	360,232 円		
支 出 内 容	数 量	単 価	金 額
広報紙印刷・折込料			360,232
備 考			

※感熱紙のレシート等、劣化により記載内容が見えにくくなるおそれがある領収書は、写しもあわせて貼り付ける。

【領収書等貼付欄】※この欄の大きさを超える領収書等は、別途添付する。

領 収 証

令和 三年 三月 18日

一 優 クラブ 殿

金 額

¥	3	6	0	2	3	2
---	---	---	---	---	---	---



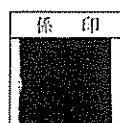
200円

但し

上記金額正に領収いたしました

入金明細	現 金	360,232
	小切手	
	手 形	

●企画 ●デザイン ●写真撮影 ●CTP製版 ●印刷  
 (有)岡本美術印刷  
 鳥取県米子市両三柳2378-5 TEL (0859) 33-5801



# 請求明細書

納品日：令和3年3月4日 伝票No.144756

企画・予算室 TPS型版・印刷



〒683-0853 鳴門県米子市佐野町1186 TEL0859-3355691 FAX0859-33-5803

TEL:  
1111111

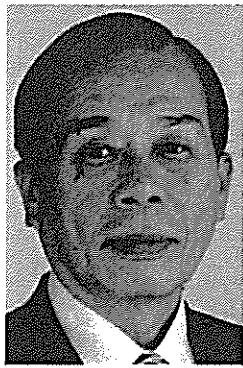
担当: ■■■■■

区分	摘要	品名	数量	単位	税率	単価	金額	備考
売上 A 3-4×4C	リーフレット 市政と議会 2021.3/2折 折込料／日本海・朝日・読売新聞 ※	(03) (25)	31,300 枚	枚	10.0%		360,232	
	【税率別内訳】							
					10.0%	327,484	32,748	360,232
					合計	327,484	32,748	360,232
【振込先】							合計	360,232
摘要								

担当

# 境港～米子間高規格道路を展望

「渋滞解消の代償」、集団移転・自治会の分断・車公害～波及！



市議会議員  
遠 藤  
とおる

「どのような道路か」、市民を外に「高規格道路」の事業化へ、知事と一市一村の首長の活動が活発になつていて、県当局は期待を抱いている。道路計画は、誰にとって必要なのか、事業目的と市民生活の影響を探る。

市民の政治腐敗への憤りは、与、野党を問わず日毎に強まつてゐる。政治腐敗は、政治家の虚勢と保身が元凶。小泉政権の「劇場型政治」は、政治と経済に破壊的な衝撃を遺す。「一強政治」と「株高経済」、「貧富の格差拡大」。

「ルート」選定は、知事と市長の会談で、事業の決定権を持つ国に委ねている。国要望に、ルート（案）の想定は含まれていないのか、説明義務も国任せか。事業手法が、「高架＆平面」方式であれ、幅員20m超の道路敷は、既存のまち景色を剥がして通る。住宅、事務所等、大規模な移転と自治会の分断など、まちに激痛が走る。

「ルート」を通るか、「ルート」は未定

「ルート」を選定は、知事と市長の会談で、事業の決定権を持つ国に委ねている。

国要望に、ルート（案）の想定は含まれていないのか、説明義務も国任せか。事業手法が、「高架＆平面」方式であれ、幅員20m超の道路敷は、既存のまち景色を剥がして通る。

中海 20万人の  
街づくり構想！

山陰の商都復活の米子、漁業と観光の境港市、金属製造業が集積する安来市。

弓ヶ浜半島・米子湾を跨ぐ三市の連携と「将来の20万人都市構想」を描く。「中海架橋」の構想、夢の懸け橋。

「境漁港から、約40分かけて米子ICに着く。」事業目的は、時間短縮。日本海側の拠点港と高速IC間の時間は、稚内港28分、金沢港15分、下関港12分、等々と、比較的近い。

## 国富みて、民貧し

**運送時間・短縮**  
米子IC～境港40分・遠い

「どのような道路か」、市民を外に「高規格道路」の事業化へ、知事と一市一村の首長の活動が活発になつていて、県当局は期待を抱いている。道路計画は、誰にとって必要なのか、事業目的と市民生活の影響を探る。



事業効果に、慢性的な渋滞の解消で、市街地の活性化が期待される。市街地を、通り越す「バイパス道路（高架）」で、活性化が託せるのか。

米子ICに、境漁港から40分要する要因に、国道431号の皆生～三柳区間の慢性的な渋滞が課題にある。道路計画は、渋滞解消にどのような事業手法を選ぶのか。高架方式か、平面工法か又は併用か、決まっていない。

**「中海架橋」、待望膨らむ  
米子市・境港市・安来市の連携**

境港市ら、「市街地を通る米子市は、大変だろう。」と、同情の声も聞こえる。「ルート」の沿線住民は、車の騒音公害という新たな環境問題と直面する。

# 計画に、市民参加の扉、開かず

「米子駅南北自由通路」・「県、産廃処分場」に市民の意見を！

市庁舎/借地料に、市税 44 億円を支払う＆現庁舎の大規模改修費、32 億円！

「そもそも、市庁舎を私有地に建てた」とが大きな間違い。借地料は、市民の財産にならない。」

市民の憤りを引きずる市庁舎と第二庁舎の借地料は、令和元年と通算で35億円を超える。

市は、年度毎の借地料以外に、前借地人の借地権買取りに7億円と、庁舎建設時の更新料1億5千萬円相当の税金を投資して来た。

累計すると44億円となる。

令和元年の庁舎借地料は、不動産鑑定評価額を880万円超過し、6,680万円を支払う。

市庁舎の借地期限は、令和22年。現状の契約を續ければ14億円の借地料が伴う。

市長は、「市庁舎再編ビジョン」に、現借地の買取りを目指している。

用地買取りに掛かる土地代と買取りの期日に、関心が深まる。

現在地で、用地買取りが成立しても、近々に現庁舎の建物の大規模改修に32億円を要する。

行政窓口を分散し、莫大な借地に費やした土地に居座るか、新天地へ「統合」を図り、将来の展望を開くか。英断が迫られる。

淀江町と合併後、「野球場三施設の内、一施設を廃止したい。」、借地料（年間一千万円超）を支払っていた湊山球場が標的となつた。

球場廃止後の、跡地利用に企てられたのが、議会に予告なしの「史跡公園化構想」であった。

この背後に、米子城の「二の丸跡」から「天守閣」区域の一帯を、議会と事前協議もせず、国と極秘に、「国史跡指定」（平成18年）を決めていたことが発覚する。

市長は、球場の「国史跡指定」を城跡の文化財保護と説くが、城跡と球場地は市の都市公園区域であり、土地の乱開発の危険性は無く、「国史跡指定」を受けなくとも史跡の（遺構）は保護できる。

球場の「国史跡指定」の真底は、国の補助率の良い有利な財源を確保し、球場を含め（他三ヶ所＝同一地権者の）民有地の公有化（便宜供与）を図るのが狙いだ。

市長は、「鳥大医のキャンパスに、提供を。」という市民多数の要望を、市民の総意も諮らず、鳥大医側の「要望書取り下げ」を以つて、効力が失われたと退けた。

「市庁舎再編ビジョン」、窓口バラバラ（分散）/糲町の分庁舎、無駄遣い！

県と協定を交わした糀町の「新棟計画（糀町分庁舎）」は、「県・市・共同」の民間参入（PFI 手法）を取り入れる合弁事業である。

県知事と市長は、協定書で交わした「共同」の定義を、県と市が「個々」に「新棟」を建てる意味だと妄弁し、法の「連携事務（施設の共同事務）」の対象にならないと議会決議の義務を隠蔽した。

市長は、「糀町分庁舎」の意図を、第二庁舎の廃止と借地解消の「代替案」と説く一方、第二庁舎の経済部・教育委員会は別の施設に移し、「糀町分庁舎」は県税事務所の市庁舎編入を奇策し、市庁舎の「都市整備部・六課」を移転（追出す）すると説く等、「代替案」の説明の矛盾が露呈している。

法は、市の本庁舎の周辺に支所（出張所・分庁舎）を構えることは想定をしていない。

市負担の事業費は、当初の8億円を、管理契約20年を10年縮め、6億6千万円に縮小。地元企業の参入の道筋を開いた。

仕事の必要性と緊急性を伴わない「物造り」は、税の無駄遣い。

# 伊木市長の政治スタンスを検証

## 「湊山球場の跡地利用」・「市庁舎再編ビジョン」と

癒しの弓ヶ浜公園、「バーベキュー場」の運営/行政財産で焼き肉の酒盛り!

白砂青松の海岸線に沿う「弓ヶ浜公園」は、広大な芝広場と花卉の植栽に囲まれ、遊具も備えられた癒しの公園として、市民に親しみを持つて迎えられている。

公園の利用も、一般の老若男女問わず幼稚園・保育園の園外活動(5,000～6,000人)と小、中学校の課外学習(6,000人)など、自然景観を活かした教育的利用も盛んである。

市長は、「公園」という行政財産を材に、「バーベキュー場」(4台常設)の運営を行うとしている。

行政財産を利して、民業の利益重視のサービスはルールに背く。

市長は、「バーベキュー場」の事業効果を、市内の消費拡大と結びつけ、「公園の規制緩和(国の権限)」を乱用し、功績としている。

自然景観に恵まれ、児童、生徒の教育的利用の高い「弓ヶ浜公園」を、ルールに背き特定の者「焼き肉とアルコールの臭う」景色に換える」と、市民の共感が得られるのか不透明である。

公園整備は、四季を彩る花卉の植樹に抱かれる癒しである。

公有財産の不当な管理&条例違反、特定者への便宜供与!

「地方公共団体(市)は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」「法令に違反して行った地方団体の行為は、これを無効とする。」：行政は、法令を遵守し、市民に公正・公平な行政サービスを施すことが義務付けられている。

政界の近況は、森友学園の国有財産を巡る公文書の改竄、「桜を見る会」の総理の虚偽答弁、検事の定年延長と学術会議の任命拒否問題など、法制度と倫理を無視した制度破壊が起っている。

市政にも、モラル(倫理)を無視した同じ類のものが存在する。

一般的に言う、里道(赤道)、青線と称す法定外公共物の占用許可を、条例に反し「許可をしてはならない許可」を、特定の者の便宜に供し、漫然と黙視し続けている。

「公共物の管理条例」は、通路の占用許可は認めて、「駐車場施設」は、管理上の支障となる行為に当たるため認められていない。

「」の不当な占用許可によって、通路利用が閉ざされ、市道認定から

も外れ、環境整備に支障が生じる不公平が存在している。

市営住宅(公営)削減、413戸を減らす/未修繕の空き室、330戸未活用!

公営住宅(市営)は、低廉な家賃で比較的所得の低い方に住まいを提供することを法で定めている。

市の市民税の所得別納税者数は、112,300人(平・30年)。

その内、所得100万円以下は500万円以下は24,927人(21.82%)を占め、納税者数全体の67.01%(76,557人)は、所得200万円以下である。

市民所得の比較的低い市民生活の実態から、市営住宅のセーフティーネットの果たす役割は重要だ。

市長は、将来の市営住宅の必要数を見通し、現戸数1,506戸から413戸減らし、公共施設の財政負担の軽減を図ろうとしている。

市営住宅の建設債の返済は、全戸数の家賃収入で充たされている。

管理戸数の削減は、住宅事業の財源(借金返済)の逼迫につながる。

一方で、市営住宅の未修繕の空き室が330戸も未活用の状態だ。法は、住宅管理者に「滞滯なく、修繕を行うこと」を義務付けている。市民の入居希望の実態からも、市営住宅の良好な管理が迫られている。

# 「開かれた市議会」・聞こえてきますか！

議員のミッション、市長・行政の監視に、力を

民主的な  
議会審議を  
数の力で拒む！

「庁舎再編ビジョン」「特別委員会」で審議中に、新棟「糺町事務所」の建設を巡って、複数の委員らが「議案についての是非論を、判断し問うべき」ところではない。「議案が上がつている以上、反対を前提にした議論をすべきでない。」「糺町舎の在り方の、そもそも、いいか悪いかの議論ではない。」という意見が、多数派の委員から発せられ、「委員会」が審議中断に追い込まれた。

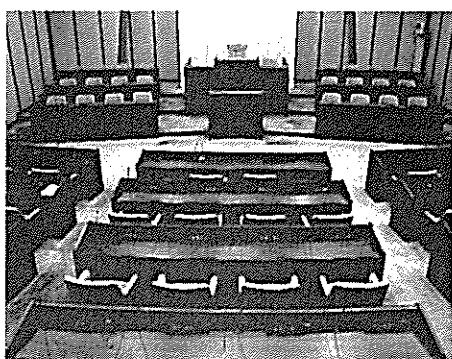
「これらは、議会は、言論と表現の自由が最も尊重されるという「言論の府」を否定する発言である。

議会は、市民に信託され、議案の「是か」「非か」をチェックする使命がある。「上程された議案」に、「議員は反対意見を述べてはならない。」といつ認識は、地方議会の二元代表制という、「在り方」そのものが理解できていない。

「新棟・糺町事務所」の議案に限らず、「議案に、反対してはならない。」という議会多数派のスタンスは、市長と議会は「馴れ合い」との説りを受ける。多数決の民主主義を、正義は問う。

# 自立した議会へ、会派・党派を越え/議員個々のポリシー優先！

議員の自立、  
議会の活性化



(米子市議会本会議場)

議員は、国、地方を問わず「○○会派」、「□□政党会派」を称し、活動を展開している。

この「会派」所属が、議員個々のポリシーを阻み、議会の議論を形骸化している現状がある。

例えば、「米子駅南北自由通路」、「新棟・糺町事務所」、「湊山球場跡地利用」、「県・産廃処分場」等々、

「これらを、「会派」の拘束を解いた議論が展開されれば、「事業展開」は変わってくる。

議会の「派利派略」、「党利党略」を乗り越えた論戦が、議会の活性化に繋がる。

- A 「拉致問題」の解決に、…。  
Q 「安倍内閣が、軍事行動をするというのであれば全面的に支持する」  
A 憲法の「尊重擁護義務」に背く発言。  
Q 「撤回後…」「一連の発言の趣旨は、決して間違っていない。」  
A 「撤回は、効果を消滅させるとある」。  
Q 「撤回後も、発言が活きている」  
A 「湊山球場の陳情署名」に、…。  
Q 「平・28年9月の陳情書名は、平・28年2月に鳥大医の要望書が取下げられ、前提条件が変わっている。」  
A 「市政の市民陳情に、「消費期限」モダキの判断。市民の権利に期限は無い。」  
Q 「県・産廃処分場」と住民対峙、…。  
A 「住民の「ゼロの無い社会」の意見に、「ゼロを目指すなり、車から降りて発言すれば説得力も上がる。」  
Q 「産廃」の排出責任は、企業にある。  
A 「同意」は、六自治会全部の同意…  
Q 「同意」よりも、県の手続きを優先。」

伊未市議の語録

「誤解か」「信念か」

## 政務活動費支出処理票

会派(議員)名: 遠藤 通

支出年度	令和2年度		
費目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費
支 出 金 額	50 円		
支 出 内 容	数 量	単 価	金 額
複写機使用料(12月～3月)			50
備 考			

※感熱紙のレシート等、劣化により記載内容が見えにくくなるおそれがある領収書は、写しもあわせて貼り付ける。

-----  
【領収書等貼付欄】※この欄の大きさを超える領収書等は、別途添付する。

## 納入通知書（兼領收証書）

一般会計-22-4-3-2

令和 3年 3月31日 発行

( )

米子市議会 一院クラブ  
遠藤 通 様

年度	所 属 課	調定番号
令和 2	議会事務局	100015429-1

会 計 一般会計

22 款 諸収入

4 項 雜入

3 目 雜入

2 節 雜入

84 細節 複写機使用料（議会事務局）

摘要

複写機使用料（12月～3月）

金 額 50 円

納期限 令和 3年 4月20日

上記のとおり納入して下さい

米子市長

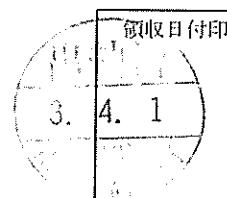
伊木 隆司



納付場所

山陰合同銀行・鳥取銀行・米子信用金庫・島根銀行・中国労働金庫  
・中国銀行・鳥取西部農業協同組合

（納入者保管）



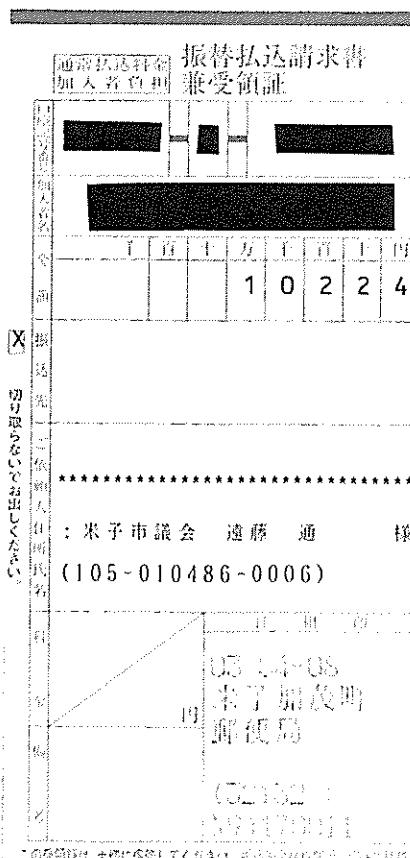
## 政務活動費支出處理票

会派(議員)名: 遠藤 通

支出年度	令和2年度		
費目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費
支出金額		10,224 円	
支出内容	数量	単価	金額
書籍購入			10,224
備考	注釈 地方自治法(204-209)		

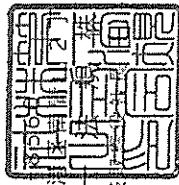
※感熱紙のレシート等、劣化により記載内容が見えにくくなるおそれがある領収書は、写しもあわせて貼り付ける。

【領収書等貼付欄】※この欄の大きさを超える領収書等は、別途添付する。

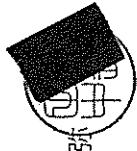


書求請

：米子市議会 通議 檢



元107 東京都渋谷区宇田川町2丁目11番17号  
式中会員代表 第一法律事務所



この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

金額(税込)
10%対象 10224
合計 10224

のうちよき・コンビニエンストア(駅面参照)のいずれの店舗からでもお支払いいただけます。